



事 務 連 絡
平成 26 年 2 月 3 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成26年厚生労働省告示第21号及び第22号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬6品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,801	4,256	2,699	27	17,783

2 揭示事項等告示の一部改正について

(1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬6品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第6に収載するものであること。

(2) (1)により揭示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	696	221	132	0	1,049

薬価基準告示

区分	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1 注射薬	へパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	50単位5 mL 1筒	147
2 注射薬	へパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	100単位10 mL 1筒	147
3 注射薬	へパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	500単位5 mL 1筒	169
4 注射薬	へパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	1,000単位10 mL 1筒	182
5 注射薬	① へパリンナトリウム注1万単位/10 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	10,000単位10 mL 1瓶	428
6 注射薬	② へパリンナトリウム注5万単位/50 mL「ニプロ」	へパリンナトリウム	50,000単位50 mL 1瓶	1,687
7 外用薬	レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」	レボフロキサシン水和物	0.5% 1 mL	84.60

揭示事項等告示

別表第6 (平成26年3月31日まで)

区分	品名	成分名	規格単位
1 注射薬	へパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「タナベ」	へパリンナトリウム	50単位5mL1筒
2 注射薬	へパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「タナベ」	へパリンナトリウム	100単位10mL1筒
3 注射薬	へパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「タナベ」	へパリンナトリウム	500単位5mL1筒
4 注射薬	へパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10mL「タナベ」	へパリンナトリウム	1,000単位10mL1筒
5 注射薬	㊦ へパリンナトリウム注1万単位/10mL「タナベ」	へパリンナトリウム	10,000単位10mL1瓶
6 注射薬	㊦ へパリンナトリウム注5万単位/50mL「タナベ」	へパリンナトリウム	50,000単位50mL1瓶
7 外用薬	レボフロキサシン点眼液0.5%「NPI」	レボフロキサシン水和物	0.5%1mL